

「2021年度職場改善諸要求(車両所関係) に関する業務委員会を開催！」

12月10日、地本は「2021年度職場改善諸要求(車両所)」に関する申し入れについて、業務委員会を関西支社と行いました。参加者は、組合側は柳楽副委員長、今田業務部長、渡邊組織担当部長、細田車両関係担当部長、下茂運輸関係担当部長、西組織部長。会社側は、足立人事課課長代理、辻井運輸課課長代理、丹藤車両課課長代理、深谷人事課係長でした。

「申」第11号「2021年度職場改善諸要求(車両所関係)」に関する申し入れ

組合員が安心して働ける労働条件を求めて、大阪修繕車両所、大阪仕業検査車両所、大阪交番検査車両所、大阪台車検査車両所の職場改善の諸要求を会社に申し入れ、それに対する会社回答がありました。

冒頭に、組合側より会社に対して、今年度会社に対して16件の申し入れをして、業務委員会を開催したのが今回で二回目である。これは労働組合軽視の姿勢と労使協議の形骸化であることへ抗議しました。さらに54歳出向の問題で2件の申し入れでは、業務委員の下茂さんと西さんは、54歳出向の当事者であるにもかかわらず、幹事間協議のみで業務委員会を開催せず、直接当事者二人の意見を聞かず、「警備会社のスリーエス」への出向の急遽の取り消しに至った丁寧な説明と謝罪することさえしない、職場の管理者も含め、極めて不誠実な会社の対応に抗議と謝罪を求めました。西さんが家族も含め味わった納得できない、強い憤りをその場で会社にぶつけました。

しかし、会社は「協約に基づいて適切にやっている」として改める姿勢は、微塵もありませんでした。

要求に対する回答

I. 各車両所共通の改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策のために車両所も「出勤時の検温」を行い、鳥飼基地で働く社員、関係者全員に「PCR検査」を実施すること。

【会社回答】接客に携わる社員は、お客様に感染させるリスクもあるので、接客に携わる社員の所属箇所を出勤時の検温も対象としている。また、こまめな手洗いや手指の消毒等により、感染予防や検温等の健康管理を徹底しており、現時点で全社員にPCR検査を実施する予定はない。尚、個別の事象に対するPCR検査の受検用意については保健所の指示であり、それに従う。

(2) 新型コロナウイルス感染症対策のために鳥飼基地で働く専任社員、関係者で希望する全員に「新型コロナワクチン接種」を実施すること。

【会社回答】10月までに行った新型コロナワクチンの職域接種については、国からの供給量が限られる中、関西支社において鉄道事業に従事する全社員を対象として進め、希望者への接種を終えることができた。

(3) 「新型コロナワクチン接種」は勤務時間として扱うこと。

【会社回答】ワクチン接種については自己の時間とする。ただし、日勤を常例とする者等で勤務時間内に受検せざるをえず、業務に支障が内場合は、勤務免除を認める。尚、就業規則第77条-4-第1項に規定する使用条件を充たした場合、接種当日に保存休暇を付与することとした。

(4) 事故や不具合が発生した場合に、関係社員に事情を聴くことは仕方がないが、当事者でない者に時系列報告書の強要はやめること。

【会社回答】事実を明らかにするため、今後も必要な社員には時系列等報告書の作成を指示する。

(5) 責任事故・ヒューマンエラーを起こした社員に行う「復帰教育」を直ちにやめること。

【会社回答】現行通りとし、必要な教育を実施していく。

(6) 新入社員の未経験者に、B担務（検査担当）を指定しないこと。

【会社回答】必要な教育を行ったうえで、適切な担務指定を行っており問題ない。

(7) 配備されている自転車の点検・整備は誰が責任をもって行うのか明らかに

すること。また、使用者が行うとなれば安全上問題があるので業者に点検・整備させること。

【会社回答】必要な時に適切な者が点検・整備を行う。

2. 設備・環境について

- (1) 熱中症対策のために経口補水液「OS-1」を数量限定せずに現場詰所に置き社員が遠慮せず飲めるようにすること。会社は、昨年の業務委員会で、「防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。」と回答しているが、昨今の酷暑に対する防暑対策は、まだまだ、不十分であると考え。各職場の環境を考慮し、社員が要求する防暑対策を行うこと。

【会社回答】防暑対策は、各職場に対応可能な対策を実施してきたところである。経口補水液は必要に応じて適切に配備している。

3. 勤務について

- (1) 職務に服するための着替え時間及び昼休憩後の移動時間を労働時間内に含めること。

【会社回答】そのような考えはない。

- (2) 年休を最優先とし、年休を抑制する見習いと出張はやめること。

【会社回答】現行通り、申込日等の諸要求を勘案した結果、年休が発給出来ないケースもあることは理解されたい。

- (3) 昇進試験の取扱いは、自己の時間とせず勤務時間とすること。

【会社回答】支社権限外事項である。

- (4) 職場での本人意志を無視したプロジェクト「One STEP」への参加強要をやめること。

【会社回答】「One STEP」活動の指定は、個々人の能力、適性を総合的に判断して行っている。

- (5) 強制される個人業研をやめること。

【会社回答】個人業研は、現在行っていない。

4. 通勤について

- (1) 社員が希望する通勤手段・通勤経路を認めること。

【会社回答】支社権限外事項である。

- (2) 現在、会社は、鳥飼基地に通勤する社員に対し、公共交通機関による通勤を原則とし、自転車等による通勤を希望する社員に対して、一定の参加条件を満たした社員に対して抽選を行い、抽選により駐車場の利用許可者を決定する仕組みを導入している。十分な駐車場を確保して抽

選無しで利用できるようにすること。

【会社回答】自動車通勤希望者に対する駐車場の抽選制度については、昨年度から変更なく、実績としてはR3年度も希望者全員に許可書を発行となった。また、通勤回送や通勤バス等の鳥飼基地への通勤環境のあり方は、今後も検討していく。

(3) 出勤時は、自転車・単車・自動車の車両所構内の通り抜けを認めること。

【会社回答】構内の安全確保の観点から通り抜けを禁止しているため、そのような考えはない。

(4) 退勤時の茨木駅行き通勤バスは、各職場に見合った通勤バスを設定すること。

【会社回答】通勤バスについては、利用状況等を勘案し、適切なダイヤを設定している。

(5) 茨木バスターミナルに屋根を設置すること。

【会社回答】当社権限外事項である。

(6) シャトルバスの乗降は、作業性を考慮し従来通り、交検班長室前と臨修庫前で乗降できるようにすること。

【会社回答】現行通りとする。

(7) 通勤時のスーツの強要をやめること。

【会社回答】通勤時の服装は自由であるが、社会人にふさわしい服装の代表例がスーツであると考えている。強要しているものではない。

(8) 災害等で帰宅困難者に対し情報の伝達や会社の対応を明確にすること。また、交通抑制や計画運休が発生した場合は、交通機関が停止するまでに、社員を勤務開放すること。

【会社回答】災害等により往路、復路共に所定通勤経路、方法での通勤が不可能な場合は、事前に箇所長等に連絡をすることとしており、終日運休等、所定の通勤経路が通勤が不可能で箇所長が必要と認めた場合は、異経路での通勤を承認し、交通費を支給するほか、職場の休養室等に後泊することを認める場合がある。

5. 福利・厚生について

(1) 会社が主催するレクリエーション活動での事故・怪我は労災扱いとすること。

【会社回答】これまで通り業務または通勤に起因する災害を労災として取り扱う。

6. 庁舎環境について

(1) 総合庁舎の事務所棟 6 階風呂の入浴規制時間を撤廃し、勤務時間外であればフルタイムで入浴できるようにすること。

【会社回答】 現行ルールを変える考えはない。

(2) 総合庁舎 9 階の風呂（車両所用）を再利用すること。

【会社回答】 そのような考えはない。

(3) 6 階男性用トイレを増設すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(4) 全社員に緊急時の避難訓練を行うこと。また災害・緊急時の避難箇所を明らかにすること。

【会社回答】 避難経路、避難箇所については、各階エレベータ前の壁に掲出している。よく確認し、緊急時には迅速に避難できるようにされたい。

(5) 洗濯機を全自動タイプ（洗濯から乾燥まで）に交換し、設置台数を増やすこと。また、故障した際は、速やかに修理・取替を行うこと。

【会社回答】 サービックとクリーニングに関する協約を締結しているので利用されたい。また、洗濯機の故障に関して報告があれば適切に対応する。

II. 大阪修繕車両所に関する改善要求について

1. 設備・環境について

(1) 検修員詰所・更衣室・ワーキングルームの時計をすべて電波時計に変更すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(2) 更衣室・待機室兼食堂は蛍光灯が少なく暗いため蛍光灯を増設すること。会社は、昨年の業務委員会で、「LED の補助照明を増設しており、現状で対処されたい。」と回答しているが、現在、故障により撤去されたままとなっている。早急に対処すること。

【会社回答】 必要な箇所には必要な照明を設置しているため、現行通りとする。

(3) 待機室兼食堂に流し台を設置すること。また、消臭のための換気扇を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(4) 待機室兼食堂に製氷機と IH クッキングヒーターを設置すること。

(IH クッキングヒーターは、お茶を作るために使用するもの)

【会社回答】 現行通りとする。

(5) 検修員詰所にヘルメットと安全靴用のロッカーを設置すること。また、現在設置されているヘルメット置場の消臭のため空気清浄機を設置しているが、不十分である。換気扇を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(6) 臨修庫にシャワー設備を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。尚、入浴が必要と思う場合は個別に管理者に申し出ること。

(7) 臨修庫に空調設備付の打ち合わせ室を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(8) 臨修庫及び研削庫の鳥を駆除すること。また、糞害防止を行うこと。

【会社回答】 カラスの巣については都度除去しており、防除マット敷設等の対策を講じている。
カラスの巣を発見された際は、管理者へ申告されたい。

(9) 仕業庫東方に作業表示灯を設置すること。

【会社回答】 車両検修と密接にかかわる大規模な工事が必要になるので所内「One STEP」活動等も活用しながら、今後も十分精査した上で必要な対応を検討していく。

(10) 仕業庫サービスデッキの転落防止チェーンの取外し、取付けが容易なものに取替えること。

【会社回答】 のちほど

(11) 仕業庫 0 番線から 3 番線までのピット溝の排水を行うこと。

【会社回答】 平成 30 年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施しているほか、仕業 1 番線から 3 番線の床下検修庫に水切りを付ける対策を講じている。引き続き、不良箇所を発見された場合は管理者へ申告されたい。

(12) 仕業庫での作業において庫 6 番線や庫 7 番線はピットの床が高く作業性が悪く無理な姿勢で行うことになる。床下作業は庫 0 番線から 5 番線までとすること。

【会社回答】

(13) 修繕車両所の作業は、基本的に臨修庫での作業を基本とし、臨修庫の入出庫をスムーズに行い修繕作業の時間を確保すること。

【会社回答】 作業場所は作業内容に応じて適切に判断しており問題ない。

(14) 西電留線や東電留線での作業は、線路横断や工具及び車両部品の運搬による労働災害の発生が懸念される。西電留線や東電留線での作業をやめること。

【会社回答】 状況に応じて適切に判断しており問題ない。

(15) 作業用自動車を 5 人乗りの荷物が積めるタイプのミニバンにすること。

【会社回答】 業務に必要な移動手段は確保されているため現状で対応されたい。

(16) 作業で使用するカップや安全チョッキは汚れや傷み具合に関係なく1年に1回更新すること。

【会社回答】 支社権限外事項である。

17) 半年毎に軍手1ダース、軍足6足を貸与すること。

【会社回答】 箇所で適切に判断していく。

Ⅲ. 大阪仕業検査車両所に関する改善要求について

1. 安全・労働条件について

(1) 停電時間に間に合わすため、スリ板取替を後回しにするなど仕業手順を逸脱した作業をやること。

【会社回答】 仕業検査手順の逸脱ではなく、必要に応じて適宜指示を行う。

(2) 仕業検査の作業後の入力作業、作業前の準備に10分時間を取っているが、停電時間に間に合わすため、入力の後回しのやり方をやめること。

【会社回答】 現行通りとする。

(3) 停電時間に間に合わすため、休憩時間が2時間以上ずれ込むことが多々ある。疲労回復のための休憩であり、会社の決めた時間に休憩を取らせること。

【会社回答】 就業規則に則り、休憩変更を指示することはある。

(4) 仕業検査中に手歯止めを撤去されたことがあった。重大な不安全行為であり、検査終了後に手歯止め撤去を徹底すること。

【会社回答】 検査中は手歯止めを装着しており、転動防止措置は行っている。

(5) 仕業庫内の作業中、時間等がないため、乗り込んだまま作業することは再度の打ち合わせ無視や安全上の問題がある。このような作業はやめること。

【会社回答】作業状況により判断した結果、必要に応じて着発線での作業を指示することはある。

(6) 移動禁止表示旗を掲出について「安全心得」「新・これだけは忘れない」に載っていないやり方でも良いと言っているが、矛盾がある。正しいというなら、このやり方について周知徹底し、関連書物の書き換えを行うこと。

【会社回答】そのような考えはない。

(7) 新型コロナウイルス感染症対策のために現場詰所や現場食堂の拡大、換気・除菌装置の設置を行うこと。

【会社回答】必要な対策は、実施している。

(8) 仕業・申告担当者の休憩時間変更や勤務時間の買い上げ等は仕業担当助役が行うこと。

【会社回答】休憩変更等は、会社として適切に指示をしている。

1. 他職場との労働条件に関する改善要求について

(1) SEK との契約内容を明らかにすること。

【会社回答】契約内容については、明らかにする考えはない。

(2) SEK との作業区分を明らかにすること。

【会社回答】仕業検査における客室検査・修繕業務は SEK にて実施する。また、これまでと同様に一斉点検も含めて庫の計画と業務量に応じて検修当直が振り分けることもある。

(3) SEK 担当の修繕業務は終了まで SEK が責任を持って完了させること。

【会社回答】庫の計画と業務量に応じて適切に対処している。

(4) SEK 担当は車内検査担当であるため、報告書なども責任施工すること。

【会社回答】これまでも、必要な報告は SEK に求めている。

(5) SEK の作業を請け合う場合は当直を通じて作業指示をすること。

【会社回答】現状通りとする。

(6) 仕業・申告の作業と修繕車両所の作業区分を明らかにすること。

【会社回答】作業区分に関しては、全体の検修作業の状況により適時適切に判断している。大阪

仕業検査車両所では、仕業検査、申告検査、パン点検、一斉点検等を担当しており、大阪修繕車両所では修繕業務や ATC 特性検査、構内操縦等を担当している。

(7) 仕業 2 本目や朝作業時に「先に前面洗い」の指示があるが、サービックとの契約はどうなっているのか明らかにすること。

【会社回答】 契約内容については、明らかにする考えはない。

2. 仕業庫等の設備改善要求について

(1) 仕業庫 2 番線海側及び 3 番線山側のサービスデッキ下のパイプやアングルは 13 号車から 16 号車付近までは地上から 180 c m 位の高さになっているが、1 号車から 12 号車付近では 160 c m 位しかなく、側検査を行う際に非常に危険である。労災防止の観点からも早急に改修すること。

【会社回答】 現行通りとする。

(2) 熱中症予防として仕業・申告現場作業詰所内に冷水器を設置すること。

【会社回答】 現行通りとする。尚、水分補給は十分留意されたい。

(3) 仕業庫の床下点検通路の清掃・整備を毎月行うこと。

【会社回答】 平成 30 年度下期から清掃契約を行い、定期的に清掃を実施しているほか仕業 1 番線から 3 番線の床下検修庫に水切りを付ける対策を講じている。引き続き不良箇所を発見された場合は、管理者へ申告されたい。

(4) 仕業庫の床下点検通路の蚊等の害虫駆除について「害虫駆除については適切に行っている」との回答を以前に行っているが今年も害虫が発生している。管理者にも申し出ているにも関わらず全く改善されていない。早急かつ定期的に駆除すること。

【会社回答】 排水口清掃時に害虫駆除剤の噴霧等を実施しているが、引き続き必要の都度実施していく。

(5) 仕業庫の床下点検通路の排水不良について「修繕等は必要な都度実施している」との回答を以前に行っているが、管理者に申し出ているにも関わらず全く修繕がされていない。床面に水が溜まり滑って危険である。早急に修繕すること。

【会社回答】 設備不良についてはこれまでと同様に関係箇所へ修繕依頼を行うなど速やかに対処しており、今後も不良箇所発見の際は、管理者に申告されたい。

(6) 点検通路に設置されている汚物処理のための排水設備周辺並びに床下点検通路に溜まっている排水等は汚物等が混入しているが衛生面で検査・管理されているのか明らかにすること。

【会社回答】定期的に排水口清掃等を行っており、設備不良による排水不良があれば速やかに対応しているため衛生上問題はない。

(7) 作業庫内のカラスの駆除について「カラスの駆除は定期的に行っている」との回答を以前に行っているが、管理者にも申し出ているにも関わらず、まだまだ間に合っていない。停電事故等も想定される事態であり早急に駆除すること。特に、作業庫の点検通路にはカラスの糞が散乱している。衛生面からも早急に対処すること。

【会社回答】現行通りとする。尚、カラスの防除マットを敷設する等を行っているが、引き続き対応方を検討していく。

(8) 無し。

(9) サービスデッキ下部にコンクリートが腐食し、鉄筋が剥き出しになっている箇所が見受けられる。早急に調査・修繕すること。

【会社回答】作業庫のサービスデッキ下部のコンクリートに関しては定期的に検査・修繕しており、状態を把握している安全性や耐久性に問題はなく、状態に応じて修繕していく。

(10) 庫7番線のピットが低いいため、検修車の乗り降りが困難であり、怪我等の労災も考えられる。ピット床面を掘って低くするか、検修車を改修すること。これができなければ、庫7番線を作業検査対象番線から除外すること。

【会社回答】現行通りとする。尚、検修庫には周囲をよく確認してから乗車されたい。

(11) 作業庫の修繕、改修が進んでいない状況を鑑み、修繕計画と予算を明らかにすること。

【会社回答】作業庫については、定期的に検査等を実施しており。計画等明らかにする考えはない。

3. 貸与品、福利厚生等の改善要求について

(1) 軍手、軍足は社員が必要とする数を貸与すること。

【会社回答】箇所で適切に判断している。

(2) 軍手、軍足の貸与については、大阪作業検査車両所ではその都度交換方式しているが、事業所毎で、年間の貸与数、貸与方法が違うのか明らかにすること。

【会社回答】箇所で適切に判断している。

4. その他の改善要求について

(1) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班で使用している携帯電話はカメラ機能が制限されており、カメラが使用できない状態である。現在は遠い号車（作業現場）と詰所等との連絡・打ち合わせなどで写真が必要な時や写真で状況を説明する時などは一旦、詰所まで帰り、デジカメを持ち出して映し、また詰所に帰ることとなり、大変手間がかかっている。携帯電話のカメラを使用出来るようにすること。

【会社回答】 業務用携帯電話は各種作業において、作業者間の連絡、報告のために配備しているものであり、不具合事象を把握するためには。現物で確認することが最も正確で且つ効率的であると考えており、現状で対処されたい。

(2) 大阪仕業検査車両所の仕業・申告班では当直からくる作業指示書等はファックスで送信されていて添付されている写真等が大変わかりにくい。また、現場詰所からパソコンで作成した写真入りの故障報告書等を当直にファックスで送るが、わかりにくく、保存ができない。結局、SDカードに取り込んで、それを持っていくという状況である。パソコンやプリンターで写真等がきれいに送受信できるようにすること。

【会社回答】 現状で対処されたい。

(3) 数年前から VCB スイッチの誤扱いが多発している。社員への注意喚起や手順書の変更、指差確認喚呼等だけでは有効な対策になっていない。よって VCB スイッチの色を変更、ブザーや予備等切換スイッチ等で使用しているような「カマシ」を VCB スイッチにも付けるなど車両改良し、ハード面でも対策を取ること。

【会社回答】 現行通りとする。スイッチ類は決められた手順に則り扱うこと。
作業手順に則り、適切な確認を行った上、VCB を扱うこと。

IV. 大阪交番検査車両所に関する改善要求について

1. 年休取得について

社員が申し込んだ追加年休の確定日を一交検前ではなく東京交番検査車両所と同様に追加年休申し込み日当日とすること。

【会社回答】 追加年休の確定時期は箇所毎に適性に定めているものである。
大阪交番検査車両所においても変更する考えはない。

2. 業務内容について

(1) 新型コロナウイルス感染防止の観点から現場詰所やトイレの換気の妨げになる研削作業以外の列車を研削線に留置しないこと。

【会社回答】現状通りとする。必要に応じて研削線に留置する。

(2) 新型コロナウイルス感染防止のために台車相互チェック時の喚呼を省略すること。

【会社回答】今後も必要な点呼は実施する。

(3) 始業点呼から作業開始までの準備時間が圧倒的に不足している、作業ダイヤを見直すこと。

【会社回答】現状通りとする。

(4) 社員は自分の昼の休憩時間を使って午後の作業場所へ移動している、これでは60分の休憩時間を社員に与えているとは言えない、移動時間を労働時間とすること。

【会社回答】現状通りとする。

3. 設備・その他について

(1) 庁舎2階の人通りの少ないところにあるJR東海労とJR東海ユニオンの組合掲示板を3階の食堂前通路に移設すること。

【会社回答】現状通りとする。

V. 大阪台車検査車両所に関する改善要求について

1. 基本要件について

(1) 総点呼、始業点呼を6F事務所棟で行うこと。

【会社回答】現状で対処されたい。

(2) 始業点呼時間は総点呼も含め5分以内とすること。

【会社回答】現状通りとする。点呼などによって5分以上となる場合もあるが、作業は問題なく終了している。

(3) 輪軸・台車グループ間の交流を活発化させ技術力向上を行うこと。

【会社回答】必要な交流は、既に行っているため、現行通りとする。

(4) 現在様々な教育を勤務時間内で行っているが、行程白紙日でやること。

【会社回答】今後も作業状況を見て、適切に教育を実施していく。尚、作業等の事情で受講できなかった社員については後日同内容の教育を実施している。

(5) 各職場に事務担当社員を配置し、事務処理用パソコンを設置すること。また手待時間でも手続きが行えるようにすること。

【会社回答】パソコンに関しては、必要台数を設置されており、現状で対処されたい。また、申請は社員にとって福利厚生等、自己の権限の行使に関わる行為であり、自己の時間で入力すること。

2. 防暑・防寒対策について基本要件について

(1) 現場に詰め所を設け冷暖房の充実化すること。

【会社回答】現行通りとする。

(2) 台車庫内の日よけ対策をすること。

【会社回答】作業場の照度確保のため一定の採光は必要である。

3. 設備・環境について

(1) J職群の検査業務就労者の選定理由を明らかにすること。

【会社回答】必要な教育を行ったうえで、本人の適性を見て総合的に判断して決定している。

(2) 希望する社員全員に特殊技能資格（フォーク、電気・ガス溶接、クレーン、砥石取り扱い、有機溶剤等々）の教育資格を与えること。

【会社回答】資格取得については、必要数及び、個人の能力、適性等を総合的に判断し指定している。

(3) 点呼時の制服を夏服、冬服と強制せず作業に即したものにすること。

【会社回答】そのような考えはない。

(4) 大修職場の軸パレット移動用ローラーを自動搬送とすること。

【会社回答】現行通りとする。引き続き、必要な改修は行っていく。

(5) 転勤者の挨拶及び各種表彰は終了点呼前に行うこと。

【会社回答】現行通りとする。

以上